

2021年10月28日
日 本 銀 行

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給
における米ドル資金供給に関する特則」の一部改正について

日本銀行は、令和3年10月27・28日の政策委員会・金融政策決定
会合において、米ドル建てLIBORの恒久的な公表停止に備えた対応の
状況を踏まえ、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援する
ための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月
10日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知
らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 中嶋・和田 (03-3277-2877)

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率

貸付利率は、基本要領6. の規定にかかわらず、貸付実行後、当初6か月間は、貸付の通知日における米ドルの6か月物~~LIBOR~~のターム物SOF Rに年0. 42826%を上乗せした利率を適用し、それ以降返済期日までの間は、6か月経過時における米ドルの6か月物~~LIBOR~~のターム物SOF Rに年0. 42826%を上乗せした利率を適用する。

(附則)

この一部改正は、令和4年1月1日から実施する。ただし、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。